

高校生の保護者(高崎市民)の皆様へ

学校でのケガ等で受診した時のお願い

授業、部活動、休み時間中や登下校時など、学校管理下のケガ等により医療機関で受診した際は、**災害給付制度(日本スポーツ振興センターの共済制度)**を優先し利用申請※¹していただけますようお願いいたします。

なお、受診時に福祉医療受給資格者証(ピンク色の証)を使用し、その後に災害給付を受けた方は、**必ず高崎市にご連絡**をお願いいたします。

※1 災害給付制度の利用申請については、学校にお問い合わせください。

高崎市では、高校生が受診した際、医療機関窓口で福祉医療費受給資格者証(ピンク色の証)を提示することで医療費自己負担分(保険診療の一部負担金)を無料化する、福祉医療制度を実施しています。一方、学校管理下でのケガ等で受診した場合は、学校で加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度がありますが、2つの制度を併用することはできません。

福祉医療制度では、他の医療費助成制度を利用できる場合、その制度の優先利用をお願いしていますので、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を優先利用していただきますようお願いいたします。

なお、災害共済の給付を受けた方が、福祉医療費受給資格者証(ピンク色の証)を使用して受診すると医療費助成の重複利用となり、**市が助成した医療費自己負担分は返還**していただくことになりますので、受診時に受給資格者証を使用した方は、**必ず高崎市へご連絡**をお願いいたします。

(参考) 災害共済給付制度と福祉医療制度

	災害共済給付制度	高崎市の福祉医療制度
申請・問合せ先	学校	高崎市
対象となる医療費	学校管理下のケガ・疾病による医療費	通院・入院時の医療費 (左記の対象になるものは除く)
給付・助成の条件 (医療費自己負担額の制限)	治癒までの医療費自己負担額合計が 1,500 円※以上であること。(注) ※医療費総額(10 割)が 5,000 円以上	なし
給付・助成の割合	医療費総額の 4 割(自己負担分 3 割＋療養に要する費用 1 割)	医療費総額の 3 割(自己負担分)
その他の給付	治癒後の障害見舞金、死亡時見舞金など	なし

注：災害共済の給付対象外となった場合、医療機関で支払った自己負担（3割負担）分は、後日福祉医療制度から助成しますので、領収書を保管のうえ高崎市へ申請・お問合せをお願いいたします。

連絡先：高崎市 保険年金課 医療給付担当 電話 027-321-1237（直通）